

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

新川地域自然と共生する魅力ある地域づくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

富山県、魚津市

## 3 地域再生計画の区域

魚津市及び黒部市の全域

## 4 地域再生計画の目標

本計画区域は富山県の東部に位置し、新川地域と呼ばれる地域内の2市で構成されている。

地形的には、南東部は2,000m級の山岳地帯で北アルプスに連なっており、これら山々を源として黒部川、早月川、片貝川などの日本有数の急流河川が富山湾に注いでいる。本地域の大部分は山地で占められ、台地から平坦地へと緩斜面を成して海岸へ接近しており、平野部は、典型的な扇状地が横に連なる幅の狭い地形を形成している。海岸線は比較的平坦であるが、海底の地形は急傾斜して一大深層をつくり、魚の種類も豊富で県下屈指の漁場となっている。

本地域には、これら豊かな自然を活かした観光資源が多数存在している。

黒部川上流には、県の代表的温泉地である宇奈月温泉や日本一のV字峡として知られる黒部峡谷があり、国内はもとより海外からも多数の観光客が訪れている。下流の扇状地では良質で豊富な湧水が噴出しており、埋没林（海底に腐朽せずにそのまま残されている太古の森）など全国的にも極めて珍しい自然環境を作り上げているほか、産業活動の大きな核ともなっている。

海岸付近では、「みなとオアシス魚津」を中心とした、世界的にも珍しい海の蜃気楼の見えるスポットや、国の特別天然記念物に指定されているホタルイカ群遊海面、湧水による共同洗い場などの観光名所が点在している。

山間地は、魚津市から黒部市にかけての一部の丘陵地帯は本県を代表する林業地帯となっているものの、その他の地域は地形が急峻で標高も高く、天然林地帯が広がっている。このうち、片貝川流域の源頭部にあたる僧ヶ岳（標高1,855m）から駒ヶ岳（標高2,003m）にかけての一带は、日本海型夏緑樹林の重要な生態系に位置づけられており、日本海型特有のユキツバキやニッコウキスゲなどの山地帯～亜高山帯の貴重な植生が自生し、6月中旬には「僧」や「馬」の雪形が見られる山として知られ、急峻な北アルプスの山岳地帯にあって、日帰りハイキングの山としても広く親しまれている。また、タテヤマスギの巨木で幹周り日本一と言われる「洞杉」や、とやまの

滝37選に選ばれた「滝滝」、竜の伝説のある「蛇石」、ミズバショウが群生する「池の尻自然環境保全地域」など貴重な自然的・歴史的資源が残っており、年間を通じて自然探訪やハイキングなど多様な利用がなされていることから、県では平成17年8月、片貝側上流域一帯の2,290haを県定公園に指定し、遊歩道や駐車場、案内看板等の整備に取り組んでいる。さらに、平成21年10月には当地域の森林レクリエーション活動の拠点となる「片貝山ノ守キャンプ場」が完成し、今後、更なる入れ込み者の増加が期待される。

また、本地域には、戦国時代の面影を残す松倉城跡や天神山城跡などの伝統文化資源も多数存在しており、魚津歴史民俗博物館では貴重な伝統工芸資料や民俗資料を確認することができる。

近年、本地域では広域交通基盤の整備が進んでいる。平成26年度末開業を目指して北陸新幹線の建設が進み、本地域内には新黒部駅（仮称）が設置されることとなっている。また、本地域を横断的に連絡する国道8号は、魚津滑川バイパスや入善黒部バイパスの整備が進み、並行する北陸自動車道とともに、県東部の重要な幹線道路網を形成している。

このような状況における本地域の課題として、地域道路網の整備が遅れていることが挙げられる。広域交通基盤の整備により交流人口の増加が見込まれる一方、新幹線新駅などの交通拠点及び主要幹線道路と観光施設を相互に結ぶ地域道路網の整備が遅れているため、観光施設の魅力を最大限に活かし切れていない現状となっている。また、中山間地の道路や生活道路への流入交通量が増加し、渋滞や交通事故の危険性が高まることも想定される。

さらに、山間地では魚津市、黒部市ともに谷沿いには県道や市道が延びているものの、両市をつなぐ横断的な道路の整備が遅れていることから、前述の貴重な自然的・歴史的資源を観光資源として活かしきれていない。加えて、森林に対するニーズが従来の木材等の林産物供給から、温暖化防止、山地災害の防止、水資源のかん養、レクリエーション活動、環境教育の場としての利用など多様化してきており、こうしたニーズに的確に応えるためにも、路線の整備が必要となっている。

また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」が平成20年7月に施行され、本地域を含む3市2町が共同で「富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏」として平成21年4月に認定を受けており、観光による地域の魅力を一層高めるため、観光施設の連携を図る道路整備が必要となっている。

今回の計画において、各道路整備に交付金を活用し地域の道路網を構築することにより、交通拠点及び主要幹線道路と観光施設との相互のアクセス向上が図られるほか、中山間地の道路や生活道路における安全で円滑な交通確保が図られる。

また、山間地では、魚津市と黒部市とをつなぐ林道を整備することで、周遊観光が可能となる。

以上のことから本地域においては、広域交通基盤とあわせて地域の道路網を整備することにより、ヒト・モノの交流が一層促進されるとともに、数多くの観光施設の連携を図ることで交流人口の増加にもつながる。

**(目標1) 国道8号へのアクセス向上**

(天神山城跡・魚津歴史民俗博物館から国道8号へのアクセス時間を7分から4分へ短縮)

**(目標2) 森林レクリエーション活動等による森林への入れ込み者数の増加**

(森林への入れ込み者数を3,900人(21年度)から4,700人(26年度)へ増加)

**(目標3) 中山間地集落から都市部へのアクセス向上**

(東蔵・平沢集落から魚津市街地へのアクセス時間を15分から12分へ短縮)

**5 目標を達成するために行う事業**

**(5-1) 全体の概要**

市道4路線、林道1路線を整備することによって、交流人口の増加に伴うヒト・モノの流れの効率化を図る。

平野部においては、市街地と郊外を結ぶ交通の隘路となっている市道「吉島10号線」、市道「青島22号線」、市道「南又線」において拡幅整備を行うことにより、観光施設から国道8号への円滑な交通確保を図るほか、中心市街地への円滑な通行及び安全な歩行空間の確保を図る。

中山間地においては、市道「黒谷東蔵線」を整備することで、中山間地の集落から都市部への円滑なアクセスを確保し、中山間地集落間の連携強化を図る。

山間部においては、魚津市と黒部市とをつなぐ林道「別又僧ヶ岳線」の整備により森林へのアプローチの手段が確保されるとともに、周辺の貴重な自然的・歴史的資源を観光資源として活かすことで、地域の振興を図る。

**(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業**

**道整備交付金を活用する事業**

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道；道路法に規定する市道に「南又線」が昭和55年12月19日、「吉島10号線」が昭和57年3月31日、「青島22号線」が昭和63年3月31日にそれぞれ認定済み、「黒谷東蔵線」が平成22年3月に認定予定。

- ・林道；森林法による神通川地域森林計画（平成18年12月樹立）に記載。

**[施設の種類（事業区域）、事業主体]**

- ・市道（魚津市）、魚津市
- ・林道（魚津市、黒部市）、富山県

**[事業期間]**

- ・市道（平成22年度～26年度）、林道（平成22年度～26年度）

**[整備量及び事業費]**

- ・市道 6.2 km、林道 4.7 km
- ・総事業費 1,361,300 千円（うち交付金 680,650 千円）  
（内訳）市道 1,011,300 千円（うち交付金 505,650 千円）  
（内訳）林道 350,000 千円（うち交付金 175,000 千円）

### **（5-3）その他の事業**

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「新川地域自然と共生する魅力ある地域づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### **①富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏整備事業**

平成20年7月施行の「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」に基づき、本地域を含む3市2町と富山県が共同で「富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏整備計画」を策定し、地域産業と自治体の連携による観光に関する取り組みを実施している。計画期間は平成21年度から平成25年度までとなっており、滞在型観光に向けた仕組み作りを進め、交流人口の拡大、リピーターの獲得を目指すこととしている。

#### **②片貝県定公園整備事業**

片貝川上流域一帯の2,290haが平成17年8月に県定公園に指定されたことに伴い、貴重な自然的・歴史的資源を保全するとともに、これらをつなぐ統一的な利用と管理を図るため、平成18年度から遊歩道や駐車場、案内看板等の整備に取り組んでいる。さらに、平成21年10月には経済産業省の電源立地地域対策交付金事業を活用して、当地域の森林レクリエーション活動の拠点となる「片貝山ノ守キャンプ場」が完成し、今後、更なる入れ込み者の増加が期待される。

## **6 計画期間**

平成22年度～平成26年度

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事業**

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、富山県と魚津市及び地元関係者からなる会議を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

- 8 地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項  
特になし。